

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募並びに常続的 公示）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	
模型船（M. No. 749）の 製造 1 式	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 廣島 哲也 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月1日	流体テクノ株式会 社 長崎県佐世保市常 磐町1番7号6階	6310002012683	本契約の履行に当たっては、潜水 艦模型（M. No. 723）の構造および 製作方法に関する専門知識、技術 を有していることが必要であり、 公募を実施したが、応募者が契約 相手方 1 者のみであったため。 （根拠法令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	24,653,200	24,640,000	99.95%					2001
携帯用磁力計の機能付 加 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 廣島 哲也 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月3日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、携帯 用磁力計に係る機能・性能に関す る知識及び操作技術を有している ことが必要であり、公募を実施し たが、応募者が契約相手方 1 者 のみであったため。（根拠法令：会 計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれ があるため公表 しない。	2,739,000	-					9092
D A Sによる水中音検 出データ解析役務 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月7日	日本電気株式会社 東京都港区芝5丁 目7番1号	7010401022916	本契約の履行に当たっては、通信 用光ケーブルを用いたDASによる音 響検出並びに通信用光ケーブルの 海底敷設に関する専門的知識及び 技術を有することが必要であり、 公募を実施したが、応募者が契約 相手方 1 者のみであったため。 （根拠法令：会計法第 2 9 条の 3 第 4 項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれ があるため公表 しない。	8,728,500	-					9095
水中航走体用信号処理 解析検討装置の機能付 加のための準備作業 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月31日	三菱重工業株式会 社代理株式会社ヨ ネイ 東京都中央区銀座 2丁目8番20号	1010001060074	本契約の履行に当たっては、「新 対潜用短魚雷（G－R X 5）」音 響センサの機能・性能に関する知 識・技術及び水中航走体用信号処 理解析検討装置に関する知識・技 術を有していることが必要であ り、公募を実施したが、応募者が 契約相手方 1 者のみであったた め。（根拠法令：会計法第 2 9 条 の 3 第 4 項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれ があるため公表 しない。	9,240,000	-					9107

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募並びに常統的 公示）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	
ＵＥＰ水槽実験装置の 修理及び点検整備 1件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒2 －2－1	令和5年8月17日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、ＵＥ Ｐ水槽実験装置に係わる機能・性 能に関する知識及び操作技術を有 していることが必要であり、公募 を実施したが、応募者が契約相手 方1者のみであったため。（根拠 法令：会計法第29条の3第4 項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれがあるため公表 しない。	4,891,700	－					9512
漂遊磁場試験場用磁気 検出器の点検整備 1件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒2 －2－1	令和5年8月17日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、漂遊 磁場試験場用磁気検出器に係わる 機能・性能に関する知識及び操作 技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が 契約相手方1者のみであったた め。（根拠法令：会計法第29条 の3第4項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれがあるため公表 しない。	4,286,700	－					9513
潜水艦磁気処理実験装 置及び船体磁気模型実 験装置（その1）の修 理及び点検整備 1件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒2 －2－1	令和5年8月18日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、潜水 艦磁気処理実験装置及び船体磁気 模型実験装置（その1）に係わる 機能・性能に関する知識及び操作 技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が 契約相手方1者のみであったた め。（根拠法令：会計法第29条 の3第4項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれがあるため公表 しない。	6,605,500	－					9514
高速水槽造波装置の点 検整備及びフロント吊 下作業 1件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拓 史 東京都目黒区中目黒2 －2－1	令和5年8月29日	三井造船特機エン 지니어リング株式会 社 岡山県玉野市玉3 丁目1番1号	9010001038591	本契約の履行に当たっては、「高 速水槽造波装置」に係る製造技術 及び点検整備に関する専門知識、 技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が 契約相手方1者のみであったた め。（根拠法令：会計法第29条 の3第4項）	6,591,200	6,567,000	99.63%					9515

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募並びに常続的 公示）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	
高速水槽曳引車制御部 及びブレーキ装置のう ちブレーキ装置の点検 整備 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拡 史 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月29日	ナプテスコサービス 株式会社 東京都品川区東五 反田2丁目10番2 号	9010701007284	本契約の履行に当たっては、「高 速水槽曳引車制御部及びブレー キ装置のうちブレーキ装置」に係 る製造技術及び点検整備に関する 専門知識、技術を有していること が必要であり、公募を実施したが、 応募者が契約相手方 1 者のみで あったため。（根拠法令：会計法 第 2 9 条の 3 第 4 項）	1,065,900	1,023,000	95.98%					9516
潜水艦用高効率電力貯 蔵・供給システムの性 能確認試験に係る技術 支援（その 1）（セル モジュール消火要領試 験） 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 佐々木 拡 史 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和5年8月28日	三菱重工業株式会 社 東京都千代田区丸 の内3丁目2番3号	8010401050387	本契約は、研究開発に係る試作請 負業務に付随して実施される性能 確認試験に必要とされる「潜水艦 用高効率電力貯蔵・供給システム の性能確認試験に係る技術支援 （その 1）（セルモジュール消火 要領試験）」を調達するものであ り、本契約の履行に必要な技術・ 設備等を有する者は、令和元年度 及び令和 2 年度「潜水艦用高効率 電力貯蔵・供給システムの研究試 作（その 1 及びその 2）」の試作 請負契約に携わった、三菱重工業 株式会社のみであるため。なお、 本契約への新規参入者を募る公示 を常続的に行っているところ、当 該公示に応募する者は現在確認さ れていない。（根拠法令：会計法 第 2 9 条の 3 第 4 項）	同種の他の 契約の予定 価格を類推さ れるおそれ があるため公表 しない。	1,254,000	－					25002

※ 公益法人の区分については、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。